

平成28年12月13日付け公告「働き方改革アドバイザー事業業務委託にかかる企画提案コンペ」に関する質問に対して、下記のとおり回答します。

《質問1》

業務委託仕様書3(2)について、アドバイザーとして企業へ派遣する者は、全員当社社員でなければならないのか？一部の者は専門家(社労士等、社員ではない者)を派遣しても良いのか。

《回答1》

社外の専門家でも可とします。

《質問2》

業務委託仕様書3(2)について、原則1社あたり4回までということだったので、4社以上からご依頼があった場合は、お断りするのか？

《回答2》

4社以上でも構いません。但し、仕様書3(2)に記載のとおり1社あたりの回数は4回までとしています。これは、この事業が、これからワーク・ライフ・バランスに取り組もうとしている中小企業に対するスタートアップ事業であり、出来る限り多くの企業に取り組み始めていただく事を目的としているため、予算の範囲内で回数のみ制限をしています。

《質問3》

業務委託仕様書3(2)について、1社あたり4回の中に、企業側から研修依頼があった場合、うち1回は研修にあてるのか、若しくは4回とは別で研修を実施しても良いのか？

《回答3》

4回の中の1回としてカウントしてください。

《質問4》

実施をする部署が本社人事部である場合、参加資格確認申請書に記載する「参加希望者」は人事部の担当者名を記入するのか、若しくは会社の代表取締役社長の名前、捺印をして提出するのか？

《回答4》

会社の代表者の氏名、押印をお願いします。

《質問5》

当事業受託後に「ワークライフバランスコンサルティング」を主とする事業子会社を設立した場合、会社設立後に事業子会社に事業受託権利を移行することは可能か？

《回答5》

事業の受託権利の移行は不可とします。